各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「社会医療法人の認定について」の一部改正について

令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定)において、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる」こととされました。これに基づき、当該要件を定めた厚生労働省告示の改正を行い、その内容については、本日付で「「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について(令和3年医政発0331第3号厚生労働省医政局長通知)」において通知したところです。

これを受けて、「社会医療法人の認定について(平成20年3月31日医政発第0331008号)」について、別添のとおり改正し、原則として本年4月1日から適用することとしたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

第1 改正の内容について

「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号)

・別添1の一部改正	別紙 1
・添付書類1‐2(救急医療)の一部改正	別紙 2
・添付書類1-3(精神科救急医療)の一部改正	別紙 3
・添付書類3-1(へき地医療)の一部改正	別紙 4
・添付書類3-2(へき地医療)の一部改正	別紙 5
・添付書類3-3(へき地医療)の一部改正	別紙 6
・添付書類3-4(へき地医療)の一部改正	別紙 7
・添付書類3-5(へき地医療)の一部改正	別紙 8

第2 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。ただし、本通知の適用前に行われた医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法(昭和23年法律第205号。)第52条第1項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号八に規定する実績に令和2年2月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後通知の規定を適用する。

		改 正	後			改 正	前
業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績
	う病院又は診	行うための			う病院又は診	行うための	
	療所の構造設	体制			療所の構造設	体制	
	備				備		
救急医療	(略)	(略)	1又は2の基準に該当すること。	救急医療	(略)	(略)	1又は2の基準に該当すること。
			1.(略)				1.(略)
			2.当該病院において夜間等救急自				2 .当該病院において夜間等救急自
			動車等搬送件数 <u>を3で除した数</u>				動車等搬送件数が750件以上
			が750件以上であること。				であること。
			「夜間等救急自動車等搬送件				「夜間等救急自動車等搬送件
			数」とは、直近に終了した3会				数」とは、直近に終了した3会
			計年度における夜間(午後6時				計年度における夜間(午後6時
			から翌日の午前8時までをい				から翌日の午前8時までをい
			うものとし、休日を除く。)及				うものとし、休日を除く。)及
			び休日(日曜日、国民の祝日に				び休日(日曜日、国民の祝日に
			関する法律(昭和23年法律第				関する法律(昭和23年法律第
			178号)第3条に規定する休				178号)第3条に規定する休
			日、年末年始の日(1月1日を				日、年末年始の日(1月1日を
			除く12月29日から1月3				除く12月29日から1月3
			日まで) 及び土曜日又はその振				日まで)及び土曜日又はその振
			替日)における救急自動車等に				替日)における救急自動車等に
			よる搬送を受け入れた件数(災				よる搬送を受け入れた件数 <u>を</u>
			害医療においても同じ。)をい				<u>3 で除した数(</u> 災害医療におい
			う。なお、「救急自動車等によ				ても同じ。)をいう。なお、「救
			る搬送」とは、救急自動車及び				急自動車等による搬送」とは、
			これに準ずる車両並びに救急				救急自動車及びこれに準ずる
			医療用ヘリコプターを用いた				車両並びに救急医療用へリコ
			救急医療の確保に関する特別				プターを用いた救急医療の確
			措置法(平成19年法律第10				保に関する特別措置法(平成 1
			3号)第2条に規定する救急医				9年法律第103号)第2条に
			療用ヘリコプター(以下「救急				規定する救急医療用へリコプ
			医療用ヘリコプター」という。)				ター(以下「救急医療用へリコ
			及びこれに準ずるヘリコプタ				プター」という。)及びこれに
			ーによる搬送をいう。				準ずるヘリコプターによる搬
							送をいう。

精神科 救急医 療の場 合	(略)	(略)	(略)
災害医療	(略)	(略)	次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数 <u>を3で除した数</u> が600件以上であること。 2・3 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(備 考)

(削除)

精神科 救急医 療の場 合	(略)	(略)	(略)
災害医療	(略)	(略)	次の基準のすべてに該当すること。 1.当該病院において時間外等加算 割合が16%以上、又は夜間等救 急自動車等搬送件数が600件 以上であること。 2・3 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(備 考)

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に医療法施行令第 5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請する場合 次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	件数を3で除した件数	<u>件数</u>
精神科救	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
急医療の	人口1万人対7.5件以上	人口1万人対2.5件以上
<u>場合</u>		
周産期医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	件数を3で除した件数	<u>件数</u>
	3件以上	<u>1件以上</u>
小児救急医	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
<u>療</u>		

_____ 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間に医療法第52条 第1項の規定により社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類を届け出 る場合又は医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請 する場合

次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	件数を3で除した件数	件数を2で除した件数
精神科救	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度

		急医療の	人口1万人対7.5件以上	人口1万人対5.0件以上
		場合		
		周産期医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
			件数を3で除した件数	件数を2で除した件数
			3件以上	2件以上
		小児救急医	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
		<u>療</u>		
1	- 1			l l

医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第52条第1項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和2年2月以降の月の分の実績を含む場合 救急医療、災害医療及びへき地医療については以下の基準とする(特例部分は

太字)。

<u> </u>			
業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績
	う病院又は診	行うための	
	療所の構造設	体制	
	<u>備</u>		
救急医療	次の基準に該	次の基準の	1又は2の基準に該当すること。
	<u>当すること。</u>	<u>すべてに該</u>	1.当該病院において時間外等加算割
	当該病院	当するこ	合が20%以上であること。
	が救急医療	と。	「時間外等加算割合」とは、直近
	施設として	1. 当該病	<u>に終了した3会計年度(医療法上</u>
	<u>必要な診療</u>	院の名称	の会計年度をいう。以下同じ。)
	部門(診察	<u>がその所</u>	における次に掲げる算定件数(療
	<u>室、処置室、</u>	在地の都	養の給付及び公費負担医療の費
	臨床検査施	道府県が	用に関する請求に関する省令(昭
	設、エック	<u>定める医</u>	和51年厚生省令第36号)に定
	ス線診療	療計画に	める方法により審査支払機関に
	室、調剤所	おいて救	請求を行い、支払を受けた件数を
	等)及び専	急医療の	いう。以下同じ。)の合計の初診
	用病床(専	確保に関	料算定件数に占める割合(災害医
	ら救急患者	する事業	<u>療においても同じ。)をいう。</u>
	<u>のために使</u>	<u>に係る医</u>	診療時間以外の時間 (休日及び
	用される病	療連携体	深夜(午後10時から翌日の午
	床をいう。)	制に係る	前6時までをいう。以下同じ。)
	又は優先的	医療提供	を除く。)において初診を行っ
	に使用され	施設とし	た場合の時間外加算の算定件
	る病床(専	て記載さ	<u>数</u>
	<u>用病床を有</u>	<u>れている</u>	休日(深夜を除く。)において

(新設)

していない	こと。	初診を行った場合の休日加算	
が、救急患	2 . 当該病	の算定件数	
者のために	院におい	深夜において初診を行った場	
一定数確保	て救急患	合の深夜加算の算定件数	
されている	者に対し	時間外加算の特例の適用を受	
病床をい	医療を提	ける保険医療機関が初診を行	
う。)を有し	供する体	った場合の当該時間外加算の	
ているこ	制(いわ		
<u>د.</u>	ゆるオン	2.当該病院において夜間等救急自動	
	コール体	車等搬送件数を3で除した数が、 別	
	制も含	表1(*1)の上欄に掲げる月数の	
	む。)を常	区分に応じて、それぞれ同表の中欄	
	に確保し	(直近に終了した3会計年度に国	
	ているこ	又は地方公共団体からの要請(新型	
	<u>ک</u> 。	コロナウイルス感染症の発生又は	
		まん延に起因するものに限る。以下	
		同じ。) を受けて休業した日がある	
		場合は下欄)に掲げる基準値以上で	
		あり、かつ、直近に終了した3会計	
		年度のうち少なくとも 1 会計年度	
		における夜間等救急自動車等搬送	
		件数が750件以上であること。	
		「夜間等救急自動車等搬送件数」	
		とは、直近に終了した3会計年度	
		における夜間(午後6時から翌日	
		の午前8時までをいうものとし、	
		休日を除く。)及び休日(日曜日、	
		国民の祝日に関する法律(昭和2	
		3年法律第178号)第3条に規	
		定する休日、年末年始の日(1月	
		1日を除く12月29日から1	
		月3日まで)及び土曜日又はその	
		振替日)における救急自動車等に	
		よる搬送を受け入れた件数をい	
		<u>う。また、「1会計年度における</u>	
		夜間等救急自動車等搬送件数」と	
		は、直近に終了した3会計年度の	
		<u>うちいずれかの 1 会計年度にお</u>	
		<u>ける夜間及び休日における救急</u>	
		自動車等による搬送を受け入れ	
			1

			ナルサナいこ / 巛中医寺において	
			た件数をいう(災害医療において	
			も同じ。)。なお、「救急自動車	
			等による搬送」とは、救急自動車	
			及びこれに準ずる車両並びに救	
			<u>急医療用ヘリコプターを用いた</u>	
			救急医療の確保に関する特別措	
			<u>置法(平成19年法律第103</u>	
			号)第2条に規定する救急医療用	
			ヘリコプター (以下「救急医療用	
			<u> ヘリコプター」という。)及びこ</u>	
			<u>れに準ずるヘリコプターによる</u>	
			搬送をいう。_	
精神科	次の基準に該	次の基準の	次の基準に該当すること。	
救急医	<u>当すること。</u>	すべてに該	<u>当該病院において直近に終了し</u>	
療の場	当該病院	当するこ	た 3 会計年度における精神疾患に	
<u></u>	が精神科救	٤.	係る時間外等診療件数が、当該病院	
	急医療施設	1. 当該病	の所在地が属する精神科救急医療	
	として必要	院の名称	圏内の人口1万人対(7.5 国又	
	な診療部門	がその所	は地方公共団体からの要請を受け	
	(診察室、	在地の都	て休業した日数×0.02÷3)件	
	処置室、保	道府県が	以上であること。	
	護室、面会	定める医	 「時間外等診療件数」とは、次に	
	室等)を有	療計画に	掲げる算定件数の合計をいう。	
	しているこ	おいて精	診療時間以外の時間(休日及び	
	٤.	神科救急	深夜を除く。以下同じ。) にお	
		医療の確	いて初診又は再診を行った場	
		保に関す	合の時間外加算の算定件数(患	
		る事業に	者又はその看護に当たってい	
		係る医療	る者から電話等によって治療	
		連携体制	上の意見を求められて指示し	
		に係る医	た場合に算定することができ	
		療提供施	る再診料の件数は除く。 から	
		<u> </u>	までにおいても同じ。)	
		<u> </u>	休日(深夜を除く。以下同じ。)	
		ているこ	において初診又は再診を行っ	
		<u>と。</u>	た場合の休日加算の算定件数	
		<u>_。</u> 2.当該病	深夜において初診又は再診を	
		<u>こ:コ版版</u> 院が精神	行った場合の深夜加算の算定	
		保健及び	件数	
		精神障害	<u>ロタ</u> 時間外加算の特例の適用を受し	
		<u>作月171年 古</u>		

П	Т	1		크로 하는 하나 II-	ᅜᄀᄱᅜᆮᇎᆇᄥᇜᄯᅒᅭ
				者福祉に	ける保険医療機関が初診又は
				関する法	再診を行った場合の当該時間
				<u>律施行規</u>	外加算の特例の算定件数
				<u>則(昭和</u>	なお、 ~ 以外であって、診療
				25年厚	時間以外の時間、休日又は深夜に
				<u>生省令第</u>	おける初診又は再診に引き続い
				31号)	て入院した患者数についても、
				第5条の	「時間外等診療件数」に含めるこ
				2第1号	
				<u>から第3</u>	精神科救急医療圏内の人口は、直
				<u>号までに</u>	近に公表された国勢調査又は人
				掲げる基	口推計年報(総務省統計局)によ
				<u>準を満た</u>	る都道府県又は市区町村別の人
	<u> </u>		\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<u>すこと。</u>	口総数の合計数をいう。
^汉	き	<u>医療</u>	次の基準のす	<u>次の基準の</u> まぶるに該	次の基準のすべてに該当すること。
			<u>べてに該当す</u>	<u>すべてに該</u>	1.当該病院において時間外等加算割
			<u>ること。</u> 1 半菜庫院	<u>当するこ</u>	合が16%以上、又は夜間等救急自
			<u>1.当該病院</u> が災害医療	<u>と。</u> 1 半禁庁	動車等搬送件数を3で除した数が、
			が災害医療	1.当該病	別表2(*2)の上欄に掲げる月数
			<u>施設として</u>	<u>院の名称</u> がその55	の区分に応じて、それぞれ同表の中間の方法に対して、それぞれ同表の中間の
			<u>必要な次に</u> 担ばる旅訊	<u>がその所</u> た地の都	欄(直近に終了した3会計年度に国
			掲げる施設	在地の都	又は地方公共団体からの要請を受ける状態にある。
			<u>(診療に必</u>	<u>道府県が</u> 宝ねる医	けて休業した日がある場合は下欄)
			要な施設は	<u>定める医</u> 療計画に	に掲げる基準値以上であり、かつ、
			耐震構造を	療計画に	直近に終了した3会計年度のうち
			有するこ	<u>おいて災</u>	少なくとも1会計年度における夜
			と。)をすべ	害医療の	間等救急自動車等搬送件数が60
			<u>て有してい</u>	確保に関	<u>0件以上であること。</u>
			<u>ること。</u>	する事業	2 . 当該病院に勤務する職員が直近に
			(1) 集中治	に係る医	終了した会計年度において、次に掲
			<u>療室</u>	療連携体	<u>げる訓練又は研修に参加している</u>
			(2) 診療部	制に係る	こと。
			門(診察	医療提供	(1) 都道府県又は国が実施する防
			<u>室、手術</u>	<u>施設とし</u>	<u>災訓練</u>
			<u>室、処置</u>	て記載さ	(2) 国が実施する災害派遣医療チ
			室、臨床	<u>れている</u>	<u>ーム(DMAT)研修</u>
			検 査 施	こと。	3.過去において、災害時における都
			設、エッ	2 . 当該病	道府県又は国からの災害派遣医療
			クス線診	院におい	<u>チーム(DMAT)の派遣要請を拒</u>
			<u>療室、調</u>	て救急患	<u>否しなかったこと。ただし、やむを</u>

剤所等)	者に対し	<u>得ない理由があると認められると</u>	
及び病室	医療を提	きは、この限りでない。	
(3) 備蓄倉	供する体	<u> </u>	
<u>庫</u>	制 (いわ		
2. 当該病院	<u>ゆるオン</u>		
<u>が災害医療</u>	コール体		
施設として	制 も 含		
必要な次に	<u>む。)を常</u>		
掲げる設備	<u>し。/と市</u> に確保し		
<u> </u>			
をすべて有	ているこ		
しているこ	<u>と。</u>		
<u>と。</u>	3 . 厚生労		
<u>(1)</u> 簡易べ	働省に登		
<u>ッド</u>	録された		
(2) 携帯用	災害派遣		
医療機器	医療チー		
(3) 食料、	<u>Д (D M</u>		
飲料水及	<u>AT)を</u>		
び医薬品	有してい		
等の物資	ること。		
(4) 自家発			
<u>1.77 日 </u>			
II -			
(5) トリア			
<u>ージタッ</u>			
<u>グ</u>			
<u>(6)</u> 救急用			
自動車			
(7) <u>広域災</u>			
害・救急			
医療情報			
<u>システム</u>			
の端末			
3. 当該病院			
の敷地内又			
は近接地に			
ヘリコプタ			
一の離発着			
場を確保し			
ているこ			
<u>ځ.</u>			
<u></u>			

へき地医療	1又は2の基	次の基準に	へき地医療施設が病院の場合、1、2	
_ 「へき	準に該当する	<u>該当するこ</u>	又は3の基準に該当すること。この場	
地」とは、	<u>こと。</u>	<u>と。</u>	合において、医師の延べ派遣日数及び	
へき地保	<u>1.当該病院</u>	<u>当該病</u>	巡回診療の延べ診療日数について、同	
健医療対	<u>がへき地医</u>	院又は診	日同場所に派遣され又は巡回する医	
<u>策実施要</u>	療施設とし	療所の名	師が複数の場合には、複数の派遣又は	
綱(平成	て必要な診	称がその	<u>巡回が適切な状況で行われているか</u>	
13年医	療部門(診	<u>所在地の</u>	どうかについて確認し、短時間である	
<u>政発第 5</u>	察室、処置	<u>都道府県</u>	等必要と判断する場合には、単数によ	
29号)	<u>室、臨床検</u>	<u>が定める</u>	る派遣又は巡回として取り扱うこと。	
に基づく	<u> 査施設、エ</u>	医療計画	1 . 当該病院において直近に終了した	
へき地を	ックス線診	<u>において</u>	会計年度におけるへき地に所在す	
<u>いう。</u>	<u>療室、調剤</u>	<u>へき地医</u>	る診療所(当該病院が所在する都道	
	所等)及び	療の確保	<u>府県内のへき地に所在する診療所</u>	
	病室を有し	<u>に関する</u>	に限る。) に対する医師の延べ派遣	
	ているこ	事業に係	日数(派遣日数を医師数で乗じた日	
	<u>と。</u>	る医療連	<u>数をいう。)が(53-国又は地方</u>	
	<u>また、必</u>	携体制に	<u>公共団体からの要請を受けて医師</u>	
	<u>要に応じ、</u>	<u>係る医療</u>	<u>の派遣を行うことができなかった</u>	
	医師住宅又	<u>提供施設</u>	<u>日数)人日以上であること。</u>	
	<u>は看護師住</u>	<u>として記</u>	<u>派遣を行うことができなかった</u>	
	<u>宅を有して</u>	載されて	<u>日数が1月あたり4日を超える</u>	
	<u>いること。</u>	<u>いるこ</u>	場合は、その月については当該日	
	2. 当該診療	<u>ك.</u>	<u>数を4日として計算することと</u>	
	<u>所がへき地</u>	<u>なお、</u>	<u>する。</u>	
	診療所(へ	<u>へき地診</u>	2 . 当該病院において直近に終了した	
	き地保健医	療所を開	会計年度におけるへき地(当該病院	
	療対策実施	<u>設する医</u>	が所在する都道府県内のへき地に	
	要綱に基づ	療法人が	限る。)における巡回診療の延べ診	
	くへき地診	<u>当該へき</u>	療日数(診療日数を医師数で乗じた	
	療 所 を い	<u>地診療所</u>	日数をいう。)が(53- 国又は地	
	<u>う。)として</u>	の所在地	方公共団体からの要請を受けて巡	
	必要な診療	の都道府	回診療を行うことができなかった	
	部門(診察	県におい	日数)人日以上であること。	
	室、処置室	て病院を	<u>巡回診療を行うことができなか</u>	
	<u>等)を有し</u>	開設する	った日数が1月あたり4日を超	
	ているこ	場合にあ	える場合は、その月については当	
	<u>E.</u>	っては、	該日数を4日として計算するこ	
	また、必	当該すべ	ととする。	
	<u>要に応じ、</u>	<u>ての病院</u>	3.当該病院において直近に終了した	

<u>医師住宅又</u>
は看護師住
宅を有して
いること。

におい て、へき 地の患者 を受け入 れるため の病室そ の他へき 地医療施 設として 必要な診 療部門 (診察 室、処置 室、臨床 検 査 施 設、エッ クス線診 療室、調 剤所等) を有し、 かつ、へ き地の患 者を受け 入れる体 制を常に 確保して いるこ と。 また、

| 大療院をる院で該お当地た地点医遣該あ、院てへ療にてる療師を表現に、き拠した。 | 大き拠に派当には病い該医

会計年度におけるへき地医療拠点 病院(当該病院が所在する都道府県 内のへき地医療拠点病院に限る。) に対する医師の延べ派遣日数(診療 日数を医師数で乗じた日数をい う。)が(106-国又は地方公共団 体からの要請を受けて医師の派遣 を行うことができなかった日数)人 日以上であること、かつ、当該へき 地医療拠点病院からへき地診療所 に対する医師の延べ派遣日数(当該 病院から医師の派遣を受けて行わ れた当該へき地医療拠点病院から 当該へき地診療所に対する医師の 延べ派遣日数に限る。)が(106-国又は地方公共団体からの要請を 受けて医師の派遣を行うことがで きなかった日数)人日以上であるこ と、又は当該へき地医療拠点病院の へき地における巡回診療の延べ診 療日数(当該病院から医師の派遣を 受けて行われた当該へき地医療拠 点病院の当該へき地における巡回 診療の延べ診療日数に限る。)が(1 06-国又は地方公共団体からの 要請を受けて巡回診療を行うこと ができなかった日数)人日以上であ ること。

それぞれ、医師の派遣を行うことができなかった日数又は巡回診療を行うことができなかった日数が1月当たり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。

この場合において、当該病院から 当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所 へ派遣される医師及び当該へき地

点病院が 医師を派 診療所に 係るへき 地の患者 及び当該 へき地医 療拠点病 院が巡回 診療を行 う当該へ き地の患 者を受け 入れる体 制を常に 確保して いるこ

点病院が
医師を派
遣する当
該へき地における巡回診療を行う医師の診
療科は同一であることが望ましい。
へき地診療所の場合、次の基準に該当
すること。

当該へき地診療所において直近 に終了した会計年度における診療 日が(209-国又は地方公共団体 からの要請を受けて休業した日数) 日以上であること。

<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数が1月当たり17日を超える場合は、その月については当該日数を17日として</u>計算することとする。

* 1 別表 1

直近に終了し	国又は地方公共	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
た3会計年度	団体からの要請	した日がある場合の基準値(小数点以下1位
に含まれる令	を受けて休業し	未満の端数があるときは、これを四捨五入す
和 2 年 2 月以	<u>た日がない場合</u>	<u>る。)</u>
降の月数	の基準値	
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>1月</u>	7 4 8	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を748から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>2月</u>	7 4 6	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を746から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>3月</u>	7 4 5	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>
		<u>た数を745から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>4月</u>	7 4 3	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>
		<u>た数を743から控除した数</u>

国又は地方公共団体からの要請を受けて休業				
			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
6月 739 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日教に2を乗じて得た数を3で除して得た数を739から控除した数 7月 737 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を737から控除した数 8月 736 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を737から控除した数 9月 734 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を736から控除した数 10月 732 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を734から控除した数 11月 730 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数 12月 729 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 13月 727 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 14月 725 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数	<u>5月</u>	7 4 1	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	
6月 739 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を739から控除した数 7月 737 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を737から控除した数 8月 736 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を736から控除した数 9月 734 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を736から控除した数 10月 732 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を732から控除した数 11月 730 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数 12月 729 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 13月 727 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 14月 725 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 16月 721 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を725から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数			<u>た数を741から控除した数</u>	
			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	<u>6月</u>	7 3 9	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	
7月 フ37 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を737から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を736から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を734から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を732から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を732から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数			<u>た数を 7 3 9 から控除した数</u>	
た数を 7 3 7 から控除した数			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	7月	7 3 7	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	
8月 736 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を736から控除した数 9月 734 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した数を734から控除した数 10月 732 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を732から控除した数 11月 730 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数 12月 729 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 13月 727 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 14月 725 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 14月 725 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 15月 723 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数と721から控除した数			<u>た数を737から控除した数</u>	
た数を 7 3 6 から控除した数			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
9月 734 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を734から控除した数 10月 732 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した数を732から控除した数を3で除して得た数を732から控除した数 11月 730 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数 12月 729 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 13月 727 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 14月 725 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数	8月	7 3 6	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	
9月 734 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を734から控除した数 10月 732 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を732から控除した数 11月 730 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数 12月 729 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 13月 727 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 13月 727 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 14月 725 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して発した数と3ではよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ			た数を736から控除した数	
た数を 7 3 4 から控除した数			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
10月 732 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を732から控除した数 11月 730 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数 12月 729 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 13月 727 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 14月 725 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数	9月	7 3 4	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	
10月 732 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を732から控除した数 11月 730 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数 12月 729 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 13月 727 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 14月 725 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数			た数を734から控除した数	
た数を 7 3 2 から控除した数			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
11月 730 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数 12月 729 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 13月 727 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 14月 725 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数	10月	7 3 2	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>	
11月 730 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数 12月 729 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 13月 727 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 14月 725 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数			<u>た数を732から控除した数</u>	
た数を 7 3 0 から控除した数			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
12月	<u>11月</u>	7 3 0	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>	
12月 729 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数 13月 727 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 14月 725 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数			<u>た数を 7 3 0 から控除した数</u>	
た数を 7 2 9 から控除した数			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
13月 727 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した母を727から控除した数 14月 725 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した母を725から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 17月 721 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数	<u>12月</u>	<u>729</u>	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	
13月 727 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数 14月 725 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数			<u>た数を 7 2 9 から控除した数</u>	
た数を727から控除した数 14月 725 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た力を可能を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た力を3で除しても3であります。10年間には3年間によります。10年間に			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
14月 725 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を721から控除した数	<u>13月</u>	727	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>	
14月 725 15月 723 15月 723 16月 721 17月 ロた日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を723から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720			<u>た数を727から控除した数</u>	
た数を725から控除した数 15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して行程			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
15月 723 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して得た数を3で除して存在数	<u>14月</u>	7 2 5	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	
15月 723 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数 16月 721 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 17月 720 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得			<u>た数を725から控除した数</u>	
た数を723から控除した数 16月 万21 17月 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得ります。 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得ります。				
16月 721 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を721から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	<u>15月</u>	7 2 3	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	
16月 721 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得				
た数を721から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 17月 720 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得			国又は地方公共団体からの要請を受けて休業	
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 17月 720 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	<u>16月</u>	<u>721</u>		
17月 720 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得				
<u>た数を720から控除した数</u>	<u>17月</u>	720		
			た数を720から控除した数	

18月	7 1 8	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を718から控除した数
19月	7 1 6	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を716から控除した数
20月	7 1 4	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を714から控除した数
2 1月	7 1 2	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を712から控除した数
22月	7 1 1	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を711から控除した数
2 3月	709	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を709から控除した数
24月	707	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を707から控除した数
25月	705	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を705から控除した数
26月	703	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を703から控除した数

* 2 別表 2

直近に終了し	国又は地方公共	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
た3会計年度	団体からの要請	した日がある場合の基準値(小数点以下1位
に含まれる令	を受けて休業し	未満の端数があるときは、これを四捨五入す
和2年2月以	た日がない場合	<u>る。)</u>
降の月数	の基準値	
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>1月</u>	<u>599</u>	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>
		<u>た数を599から控除した数</u>
2 ⊟	5 9 7	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
2月	391	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得

		た数を597から控除した数
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
3月	<u>596</u>	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を596から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>4月</u>	<u>594</u>	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を 5 9 4 から控除した数</u>
_		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
5月	593	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		た数を593から控除した数
	5.0.4	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>6月</u>	<u>5 9 1</u>	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得 た数を591から控除した数
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
7月	5 9 0	国人は地方公共団体からの安崩を支げて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
7 /3	3 9 0	た数を590から控除した数
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
8月	5 8 9	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
373	3 3 3	た数を589から控除した数
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
9月	5 8 7	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を587から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>10月</u>	<u>586</u>	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を586から控除した数</u>
_		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
11月	5 8 4	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を584から控除した数</u>
1 2 0	F 0 2	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
12月	583	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		た数を583から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
13月	5 8 1	国人は地方公共団体からの安崩を支げて休業 した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
13/3	3 6 1	た数を581から控除した数
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
14月	5 8 0	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		た数を580から控除した数
1	F 7 0	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
15月	579	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得

		<u>た数を579から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
16月	<u>577</u>	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を 5 7 7 から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
17月	5 7 6	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>
		<u>た数を 5 7 6 から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
18月	574	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>
		<u>た数を 5 7 4 から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
19月	<u>573</u>	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>
		<u>た数を573から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
20月	<u>5 7 1</u>	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>
		<u>た数を 5 7 1 から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
2 1月	<u>5 7 0</u>	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>
		<u>た数を 5 7 0 から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
22月	<u>568</u>	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>
		<u>た数を 5 6 8 から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>23月</u>	<u>567</u>	<u>した日数に2を乗じて得た数を3で除して得</u>
		<u>た数を 5 6 7 から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
24月	<u>566</u>	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を 5 6 6 から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>25月</u>	<u>564</u>	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を 5 6 4 から控除した数</u>
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業
<u>26月</u>	<u>563</u>	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得
		<u>た数を 5 6 3 から控除した数</u>

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類(「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発0331008号)添付書類1-2(救急医療))の一部改正

(下線の部分は改正部分)

[夜間等救急自動車等搬送件数]

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合 計	件
3 会計年度平均	件
直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降 の月数	且
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請 (新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限 る。以下同じ。)を受けて休業した日がない場合の基準値(別 添1中別表1中欄又は別表2中欄参照)	
直近に終了した3会計年度における国又は地方公共団体からの 要請を受けて休業した日数()	
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日がある場合の基準値(- ×2÷3)	

正

後

(記載上の注意事項)

直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)の救急搬送件数を記載すること。

[夜間等救急自動車等搬送件数]

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合 計	件
3 会計年度平均	件
(新設)	(新設)

正

前

(記載上の注意事項)

直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)の救急搬送件数を記載すること。

国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

		期間				<u>日数</u>
年	月	日~	年	月	日	且
年	月	日~	年	月	日	且
年	月	日~	年	月	日	且
年	月	日~	年	月	日	且
年	月	日~	年	月	日	且
年	月	日~	年	月	且	且
<u>通算日数</u>					<u></u>	

添付資料

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等の写し(患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

消防機関の救急自動車による搬送件数

(目 平成・令和 年 月 日 全 平成・令和	年	月	<u>日)</u>
消防機関の救急自動車による搬送件数			件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数			件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数			件
ヘリコプターによる搬送件数			件
<u>合計</u>			<u>件</u>
(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和	年	月	日)
消防機関の救急自動車による搬送件数			件
消防機関の救急自動車による搬送件数 医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数			
			件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数			件 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数 民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数			件 件 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数 民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数 ヘリコプターによる搬送件数			件 件 件 件

(新設)

添付資料

件

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等の写し(患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

((自	平成・	令和	年	月	日	至	平成	・令和	年	月	日)
	消防	方機関の	救急自動	動車によ	る搬送	送件数						件
	医療	療施設か	「保有する	る救急用	自動車	≣によ?	る搬i	送件数				件
	民間	り 会社か	「保有する	る救急月	自動車	≣によ.	る搬i	送件数				件
	<u>^!</u>	ノコプタ	7ーによる	る搬送作	‡数							件
	(៖	新設)									()	新設)

(平成	・令和	年	月	日	至	平成	・令和	年	月	日)
7	肖队	方機関の	D救急自動	動車に。	よる搬送	5件数						件
Π	医療	療施設な	が保有する	る救急月	月自動車	三によ	る搬済	送件数				件
П	罪	引会社が	「保有する	る救急月	月自動車	■によ	る搬済	送件数				件
	را _ب	ノコプタ	アーによる	る搬送件	‡数							件
	(亲	折設)									(新設)

(自	平成・令和	年	月	日	至	平成・令和	年	月	日)
消	防機関の救急自	動車にん	よる搬き	(件数					件

医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件	医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件	民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件	ヘリコプターによる搬送件数	件
<u>合計</u>	<u>件</u>	(新設)	(新設)
(合計)		(合計)	
(略)		(略)	

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類(「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発0331008号)添付書類1-3(精神科救急医療))の一部改正

															ト級の司	がは以止部分)
			改	正	後						改	正	前			
	〔精神科救急医療圈])						_		[精神科救急医療圏]						
	精神科救急医療圏	名			人					精神科救急医療圏名			人		П	
				人(統計表	名)				人(統	計表名)
	人口 1 万人対時	間外等 部	参療件数	λ(/	× 10	,000)		人		人口 1 万人対時間外等	等診療件:	数(/	×10,0	000)		人
	国又は地方公共団	体からの)要請(新型コ	ロナウ	イルス感										
	染症の発生又はま	ん延に起	②因する	ものに	限る。	<u>) を受け</u>	_	<u>日</u>			(新設)					(新設)
	7	休業し	た日数	()												
	<u>7.</u>	5 -	× 0 .	0 2 ÷ 3	3_						(新設)					(新設)
(記載上の注意事項)														
	直近に公表され	れた国勢	調査又	は人口	推計年	報(総務省	統計局)に	こよる都道								
	府県又は市区町	対別の人	、口総数	の合計	数を記	載すること	-0									
_	国又は地方公共団	体から	の要請	により	休業し	た日数			(;	新設)						
		期間					<u>日数</u>									
	年 月	日~	年	月	且			且								
	年 月	日~	年	月	日			<u>日</u>								
	年 月	日~	年	月	日			<u>日</u>								
	年 月	日~	年	月	且			旦								
	年 月	日~	年	月	且			旦								
	年 月	日~	年	月	且			旦								
		通算日	数					且								

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類(「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発0331008号)添付書類3-1(へき地 医療))の一部改正

(下線の部分は改正部分)

ひ 正 後 改 正 〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕 〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕 (略) (略) (新設)

〔 国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルス感染症の発生又はま ん延に起因するものに限る。以下同じ。)を受けて派遣を行うことができな かった日がある場合〕

		<u>期間</u>				<u>日数</u>
年	月	日~	年	月	日	旦
年	月	日~	年	月	日	旦
年	月	日~	年	月	日	旦
年	月	日~	年	月	日	<u>日</u>
年	月	日~	年	月	日	旦
年	月	日~	年	月	日	<u>日</u>
	·	通算日数	旦			

「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53人日以上(へき地医療拠点病院の指定 を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行 われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。)であること。 国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日があ る場合は、(53-国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うこと ができなかった日数)人日以上であること。(派遣を行うことができなかった日 数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計 算することとする。)

「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53人日以上(へき地医療拠点病院の指定 を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行

われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。)であること。

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類(「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発0331008号)添付書類3-2(へき地医療))の一部改正

(下線の部分は改正部分)

 改 正 後
 改 正

 [へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]
 [へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

 (略)
 (略)

[国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。)を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合]

		期間				<u>日数</u>
年	月	日~	年	月	日	且
年	月	日~	年	月	日	且
年	月	日~	年	月	且	且
年	月	日~	年	月	日	旦
年	月	日~	年	月	日	且
年	月	日~	年	月	日	且
		通算日	旦			

「延べ診療日数」の合計欄は、53 人日以上(へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数は除く。)であること。<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合は、(53 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療を行うことができなかった日数)人日以上であること。(巡回診療を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。)</u>

(新設)

「延べ診療日数」の合計欄は、53 人日以上(へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数は除く。)であること。

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類(「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発0331008号)添付書類3-3(へき地医療))の一部改正

		(ト線の部分は改止部分)
改 正 後		改 正 前
〔へき地診療所診療日数〕		〔へき地診療所診療日数〕
(略)		(略)
(記載上の注意事項)		(記載上の注意事項)
直近に終了した会計年度におけるへき地診療所	の診療日数等を記載すること。	直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。
添付資料		添付資料
 へき地診療所診療日明細表		へき地診療所診療日明細表
[国又は地方公共団体からの要請(新型コロナ	ウイルス感染症の発生又はま	(新設)
ん延に起因するものに限る。以下同じ。)を受	けて派遣を行うことができな	
かった日がある場合〕		
期間		
年月日~年月日	且	
年月日~年月日	且	
年 月 日~ 年 月 日	且	
年月日~年月日	<u>=</u> 且	
年月日~年月日	且	
年月日~年月日	<u> </u>	
<u>データー </u>		
「診療日数(年間)」は、209 日以上であること。		
請を受けて休業した日がある場合は、(209 - 国又)		
<u>けて休業した日数)日以上であること。(休業した</u>		
<u>る場合は、その月については当該日数を 17 日とし</u>	<u>て計算することとする。)</u>	

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類(「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発0331008号)添付書類3-4(へき地医療))の一部改正

	, ,							(下線の部分は改正部分)
				改	正	後		改 正 前
1	(へき地医	療拠点	病院に対	する医	師の延	ベ派遣	日数〕	[へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数]
(略))							(略)
	〔国又は地	方公共	団体から	の要請	(新型	<u>לם ב</u>	<u> </u>	(新設)
	<u>ん延に起</u>	因する	ものに限	る。以 [*]	下同じ。)を	受けて派遣を行うことができな	
	かった日	がある	場合〕					
			期間				日数	
	<u></u> 年	 月	日~		 月	日		
	' 年	 月	日~	 年	 月	日		
	<u>エ</u> 年	 月	日~	 年	 月	日	<u> </u>	
					<u></u> 月			
	<u>年</u>	<u>月</u>	日~	年		<u>日</u>	旦	
	<u>年</u>	<u>月</u>	日~	<u>年</u>		且	旦	
	年	月	日~	年	月	且	且	
			通算日				<u>日</u>	
							以上であること。 <u>国又は地方公</u>	「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。
_							<u>をなかった日がある場合は、(106</u> の派遣を行うことができなかっ	
_							<u>ができなかった日数が1月あた</u>	
	リ9日を超]数を9日として計算することと	
_	<u>する。)</u>							
(m/z \								(m/z)
(略)								(略)
1	〔へき地医	療拠点	病院から	へき地	診療所	に対す	る医師の延べ派遣日数〕	[へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数]
(略)								(略)
	[国又は地	方公共	団体から	の要請	を受け	て派遣	<u> きを行うことができなかった日</u>	(新設)

がある場合〕

		<u>期間</u>				<u>日数</u>
<u>年</u>	月	日~	年	月	日	旦
年	月	日~	年	月	日	旦
<u>年</u>	月	日~	年	月	日	旦
<u>年</u>	月	日~	年	月	日	旦
<u>年</u>	月	日~	年	月	日	旦
<u>年</u>	月	日~	年	月	日	且
		通算日	<u>数</u>			且

「医師の延べ派遣日数」の(純増 人日)の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上であること。(派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。)

「医師の延べ派遣日数」の(純増 人日)の合計欄は、106人日以上であること。

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類(「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発0331008号)添付書類3-5(へき地医療))の一部改正

								(ト緑の部分は以上部分)
				改	正	往		改 正 前
	〔へき地図	医療拠点	病院に対	付する	医師の変	Ľベ派	遣日数〕	[へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数]
(略))							(略)
	〔国又はウ	也方公共	き団体か	らの要	請(新	型コロ	ナウイルス感染症の発生又はま	(新設)
	ん延にま	記因する	らものに降	恨る。じ	人下同じ	,) <i>を</i>	 を受けて派遣を行うことができな	
	かった日					<u> </u>		
			期間				日数	
	年	月	日~	年	月	日	日	
	年	月	日~	年	月	日	日	
	年	月	日~	年	月	日	日	
	年	月	日~	年	月	日	日	
	年	月	日~	年	月	日	日	
	年	月	日~	年	月	日	日	
			通算日	数			日	
							日以上であること。国又は地方公	「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。
							ができなかった日がある場合は、	
							けて医師の派遣を行うことができ	
						_	を行うことができなかった日数が	
	<u> 1 月のに</u> すること			場合は	、その)	引にノ	いては当該日数を9日として計算	
	9000	<u>. ८ ५ ठ</u>	<u>。)</u>					
(略))							(略)
	〔へき地に	항공	3.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	の延べき	沙皮口*	hì		 〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕
(略)		G 6 LV	ᄣᆸᄚᅊ	∪.) <u>y</u> ≞* \i	127京 山 女	ΧJ		(略)
								<u> </u>
_	〔国又はウ	也方公共	せ団体か	らの要	請を受け	ナて派	<u> </u>	(新設)
	がある均	릚合)						

		期間				<u>日数</u>
<u>年</u>	月	日~	年	月	日	旦
年	月	日~	年	月	日	旦
年	月	日~	年	月	日	旦
年	月	日~	年	月	日	旦
年	月	日~	年	月	日	旦
<u>年</u>	月	日~	年	月	日	旦
		通算日	<u>数</u>		旦	

「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上であること。(派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。)</u>

「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。